

福生市工事請負契約における現場代理人の常駐義務の緩和措置に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、福生市が発注する工事について、適正な施工を確保しつつ、建設業者の受注機会の拡大と負担の軽減を図るために、現場代理人の常駐義務を緩和し、常駐を要しない条件と、他の工事の現場代理人、主任技術者又は監理技術者（兼務を含む。）（以下「現場代理人等」という。）との兼務を認める要件とについて、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない工事)

第2条 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員との連絡体制が確保されると認められる場合に限り、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととする。

2 常駐を要しない期間は、発注者と受注者とが協議して定める。

(兼務を認める要件)

第3条 福生市発注の工事について、指名通知等の際、仕様書等に、他の工事の現場代理人等との兼務を認めない旨の明示がない場合、次の各号のいずれにも該当するときに限り2件の兼務を認める。

(1) 工事現場は、いずれも福生市内であること。

(2) 兼務に係る工事請負契約の合計契約金額が2,500万円未満であること。

2 前項の規定にかかわらず、同一又は近接した工事現場における複数の工事請負契約について、同一の現場代理人が一括して管理することが合理的と認められ、適正な施工を確保できる場合は、法令等に違反しない限りにおいて、他の工事の現場代理人等との兼務を認める。

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは兼務を認めない。

(1) 福生市又は他発注機関に係る工事について兼務が認められていない場合。

(2) 工事内容等から福生市が兼務困難と判断した場合。

(3) 既に従事している工事において兼務が認められない場合。

(4) その他福生市が兼務を不相当と認めた場合。

(届出)

第4条 他の工事の現場代理人等との兼務をさせようとする受注者は、現場代理人及び主任技術者等兼務届に既に従事している工事に関する必要事項を記載し、届け出なければならない。

(契約変更)

第5条 兼務する工事について、契約変更が生じたことにより第3条第1項第2号で定める金額を上回る場合も、法令に違反しない場合を除き、引き続き兼務を認めることとする。

(適正な施工の確保)

第6条 工事の適正な施工を確保するため、兼務する現場代理人は次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 兼務するいずれかの工事現場に駐在すること。
- (2) 工事現場を離れるときは、監督員と常に連絡が取れる体制を確保すること。
- (3) 不在となる工事現場においては、特に安全管理等に努めるよう対策を講じること。

(その他)

第7条 その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成23年10月1日から施行する。